

「（仮称）田辺市人権尊重のまちづくり条例」について 今後のスケジュール

資料2

	令和1（2019）年度				令和2（2020）年度												
	8月	11月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
庁内調整 （田辺市人権施策推進本部） （以下「本部」という。）			条例 骨子案策定	市長・副市長へ報告	部長会への報告 本部との調整		条例素案策定		本部との調整 条例素案修正	パブリックコメント手続	パブリックコメント集計	本部との最終調整 議案提出	・公布日施行 ・具体的な施策の内容を踏まえ、施行日を決定				
			★総務課等関係各課との調整（随時）														
田辺市人権教育啓発推進懇話会 （以下「懇話会」という。）	第1回懇話会	第1回小委員会	第2回小委員会	第2回懇話会		懇話会委員の推薦		第1回懇話会 第1回小委員会			第2回小委員会 第2回懇話会						
議会日程 議会対応			3月議会				6月議会			9月議会		12月議会			3月議会		
			★議会への説明														

★人権条例についての経過

H31.3.27

第5回懇話会

「市民と行政の協働により、田辺市の実情に応じた「田辺市人権施策基本方針改定版」が出来上がり、人権に対する市民の機運の高まりを感じる中で、今こそ人権条例を制定しては」との提案がある。

R1.8.28

第1回懇話会

人権条例の必要性等を含め検討。小委員会を設置する。

R1.11.18

第1回小委員会

人権条例について他市の状況などを説明し、必要性や目的等について協議するが、異なる見解が対話し、再度検討。

R2.2.3

第2回小委員会

人権条例の制定について、全会一致で決定をする。第2回懇話会においてその報告をするとともに、骨子案を提案する。